

資料編

Oita Creation Vision 2024



1.まち・ひと・しごと創生

第2期大分市総合戦略（概要版）

【基本目標】

- I しごととにぎわいをつくる
- II 人を大切にし、次代を担う若者を育てる
- III いつまでも住み続けたいまちをつくる
- IV 安全・安心な暮らしを守り、未来をつくる

I しごととにぎわいをつくる

【基本的方向】

企業の経営基盤の強化や製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図り、県外転出の女性やUIJターンによる転職者を含むあらゆる労働者が、さまざまな分野で働けるよう魅力ある仕事づくりを進めます。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することで、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを進めるとともに、ICTを快適に活用できるよう、情報基盤の整備・充実を図ります。

【基本的な施策】

①工業・商業・サービス業の振興

○工業の振興

- 高度技術に立脚した産業集積の推進
- 中小企業の競争力の強化

○商業・サービス業の振興

- 特色ある個店づくり
- 魅力ある商店街づくり
- 経営基盤の強化
- 創業支援
- 意見交換の場の充実

○流通拠点の充実

- 公設地方卸売市場の機能向上
- 大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用促進
- 大分流通業務団地の活用促進

②農林水産業の振興

○農業の振興

- 都市型農業を支える人づくり
- 信頼され魅力あふれるものづくり
- 特性を生かした活力ある地域づくり



○林業の振興

- 健やかな森林をはぐくむ人づくり
- 森からの恵みがあふれるものづくり
- 次世代につなぐ地域づくり

○水産業の振興

- 明日の漁業を開く人づくり
- 信頼され魅力あふれるものづくり
- 豊かな海をはぐくむ地域づくり

③雇用とにぎわいの創出

○安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

- 就労支援
- 勤労者福祉の充実

○魅力ある観光の振興

- 観光資源の魅力向上
- 豊の都市おおいたの魅力発信
- 観光振興に向けた連携

④ICTの利活用

○地域情報化の推進

- オンライン化の推進
- オープンデータの推進
- マイナンバーカードの普及・活用
- 情報格差の是正
- 最新技術の調査研究
- 情報セキュリティ対策



【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
誘致企業件数	57件 (2016～2018年度の累積)	60件 (2020～2024年度の累積)
小売商業の年間商品販売額	5,551億円 (H28経済センサス)	5,700億円 (2024年度)
観光宿泊客数	998,330人 (2018年)	1,050,000人 (2024年)

Ⅱ 人を大切にし、次代を担う若者を育てる

【基本的方向】

若い世代が希望どおりに結婚し、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚から子育てに至るまで切れ目のない支援を充実するとともに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えます。

また、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、自ら学び自ら考えるなどの生きる力をはぐくむ教育の創造に努め、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

さらに、人権を尊重し、互いに認め合うなかで、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健康で安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

【基本的な施策】

①結婚から子育てまでの切れ目のない支援

- 子ども・子育て支援の充実
 - 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実
 - 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実
 - 乳幼児期における教育・保育の提供
 - 子どもと家庭へのきめ細かな支援
 - 子どもと子育てを支える社会づくり
 - 仕事と子育ての両立支援

②豊かな人間性の創造

- 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
 - 小中一貫教育の推進
 - 確かな学力の定着・向上
 - 豊かな心の育成
 - 健やかな体の育成
 - 社会の変化への対応
 - 特別支援教育の充実
 - 幼児教育・保育の充実
- 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
 - すべての子どもの学びの保障
 - 時代の変化に対応した教育環境の整備
 - 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進
 - 地域とともにある学校づくりの推進
- 社会教育の推進と生涯学習の振興
 - 生涯学習支援体制の充実
 - 学習機会や学習内容の充実
 - 地域活動の充実
 - 地域における子どもの健全育成

③男女共同参画社会づくり

- 男女共同参画社会の実現
 - 男女共同参画社会に向けた意識づくり
 - だれもが暮らしやすい環境づくり
 - 推進事業の充実

④高齢者や障がい者が活躍できる社会づくり

- 高齢者福祉の充実
 - 高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援
 - 介護予防・重度化防止の推進
 - 認知症高齢者支援対策の推進



- 健康づくりの推進
 - 健康寿命の延伸に向けた支援
 - 健康づくり活動への支援
 - 地域に密着した活動の強化
- 障がい者（児）福祉の充実
 - 雇用・就労の促進
 - 地域生活への移行の促進

⑤医療体制の充実

- 地域医療体制の充実
 - 地域医療体制の整備
 - 在宅医療体制の整備
 - 救急医療体制の充実
 - 災害時医療救護体制の拡充
 - 健康危機管理体制の強化

【数値目標】

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.58 (2017年)	1.77 (2024年)
保育施設利用待機児童数	25人 (2019年4月現在)	0人 (2024年度)

Ⅲ いつまでも住み続けたいまちをつくる

【基本的方向】

市民総参加と協働のもと、市民と行政との信頼関係をより高めながら、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図るなか、だれもが住み続けたいまちづくりを進めます。

また、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めるなど、本市の魅力づくりと情報発信に努めるとともに、移住・定住を促進するため、豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。

さらに、豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、環境の保全に努めます。

【基本的な施策】

①コミュニティの活性化

- 地域コミュニティの活性化
 - 地域コミュニティ活動の促進
 - 地域を担う人材の育成・確保
 - 地域コミュニティ活動の場の整備
 - 地域愛護意識の高揚



②大分市の魅力発信と移住・定住の促進

- 安全で快適な住宅の整備
 - 暮らしを支える良好な居住環境づくり
 - 安全・安心で快適な住宅の確保
- 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
 - 独自の文化・芸術の創造と発信
 - 文化・芸術の振興と活用
 - 文化施設の整備・充実
 - 文化財の保護・保存・活用
 - 伝統的な芸能、行事の保存・継承
- スポーツの振興
 - 生涯スポーツの推進
 - 競技スポーツの振興
 - スポーツ施設の整備・活用
 - スポーツによるまちづくり
- 国際化の推進
 - 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの活力の創出
 - 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくり



③環境の保全

- 豊かな自然の保全と緑の創造
 - 自然の保全
 - 緑の創出
- 快適な生活環境の確立
 - まちの美化対策の推進

【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
県外への転出者と 県外からの転入者の均衡を目指す	△1,249人 (2018年)	±0 (2024年)

Ⅳ 安全・安心な暮らしを守り、未来をつくる

【基本的方向】

自然災害などあらゆる不測の事態に対応するため、市民と行政、防災関係機関が連携・協力して、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。

また、各地域の現況や特性に配慮し、魅力ある地区拠点の形成を図るなど、均衡ある発展と秩序ある市街地の整備を進め、バランスのとれた都市の創造を目指します。

さらに、総合的な交通ネットワークの形成を図るとともに、県や周辺市町等、さまざまな団体と連携を図り、未来へ向けたまちづくりを進めます。

【基本的な施策】

①安全・安心なまちづくり

- 防災・危機管理体制の確立
 - 防災・危機管理意識の高揚
 - 災害予防対策の推進
 - 災害情報の収集・伝達手段の多重化及び迅速・的確化
 - 緊急時協力体制の整備
 - ライフライン対策の充実
 - 地域防災力の強化
- 治山・治水対策の充実
 - 森林や農地等の保全
 - 河川改修等の促進
 - 砂防事業等の促進
 - 浸水対策の推進
 - 減災に向けたソフト対策の推進
- 消防・救急体制の充実
 - 消防体制の充実
 - 救急救助体制の充実



②快適な都市構造の形成

- 計画的な市街地の形成
 - 風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成
 - 計画的な土地利用の推進
 - 人にやさしく美しい都市空間の創造と整備
 - 既存都市施設の計画的な維持管理
- 交通体系の確立
 - 公共交通ネットワークの構築
 - 公共交通の利便性の向上と利用促進
 - 自転車等利用環境の充実
 - 広域交通ネットワークの強化
 - 交通渋滞の解消・緩和



③未来へ向けたまちづくり

- 持続可能な地域社会づくり
 - 既存ストックのマネジメント強化
 - 地域連携による経済・生活圏の形成

【数値目標】

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
防災訓練を実施した 自主防災組織数	443組織 (2018年度末現在)	全自主防災組織 (601組織数 [※]) (2020～2024年度の累積)
広域連携事業数	43事業 (2018年度)	80事業 (2020～2024年度の累積)

※ 601組織数には、自主防災組織を結成していない2自治区を含む

2.持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指しています。

地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としているSDGsの理念は、笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市を目指す本市の取組と軌を一にするものであり、引き続き、「市民福祉の向上」「教育・文化の振興」「防災安全の確保」「産業の振興」「都市基盤の形成」「環境の保全」の6つの基本的な政策を進めることにより、持続可能な社会の実現を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (国際連合広報センター)






























































































https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9 （インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」第2次基本計画とSDGsの関連表

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
総合計画の19の具体的な政策		1	2	3	4	5	6
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
第1部 市民福祉の 向上	1 社会福祉の充実						
	2 健康の増進と医療体制の充実						
	3 人権尊重社会の形成						
	4 地域コミュニティの活性化						
	5 健全な消費生活の実現						
第2部 教育・文化の 振興	6 豊かな人間性の創造						
	7 個性豊かな文化・芸術の創造と発信						
	8 スポーツの振興						
	9 国際化の推進						
第3部 防災安全の 確保	10 防災力の向上						
	11 安全・安心な暮らしの確保						
第4部 産業の振興	12 特性を生かした生産業の展開						
	13 活気ある流通・サービス業の展開						
	14 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実						
	15 魅力ある観光の振興						
第5部 都市基盤の 形成	16 快適な都市構造の形成と機能の充実						
	17 安定した生活基盤の形成						
第6部 環境の保全	18 豊かな自然の保全と緑の創造						
	19 快適な生活環境の確立						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										
										

3.関連計画一覧表

部	施策名	関連計画	計画の概要
1部 市民福祉の向上	第1章 第1節 地域福祉の推進	第4期大分市地域福祉計画・ 第5次地域福祉活動計画 (みんなが主役の支え合いプラン)	本市と大分市社会福祉協議会との合同計画として、地域福祉を推進していくための基本的な方向性を定めるものとして策定しています。「支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念とし、「地域のつながりをつくる」「地域で支え合う体制をつくる」「地域課題を解決できる体制をつくる」「安全・安心をつくる」の4つの基本目標に沿って様々な取組を進めることとしています。
	第1章 第2節 子ども・子育て支援の充実	第2期すくすく大分っ子プラン	「大分市子ども条例」に基づく、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「子ども・子育て支援法」に基づく、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保およびその推進を図るための計画です。社会全体で子育てや子どもの育ちを支援することで、「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」の実現をめざしています。
		大分市幼児教育・保育振興計画	乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、本市における幼児教育・保育の振興に向けた施策を明らかにするものとして策定した計画で「笑顔かがやくたくましい大分っ子～いきいきのびのびすくすく～」を、めざす子ども像として掲げ、5つの基本方針に沿って15の重点施策、70の具体的取組を展開することとしています。
	第1章 第3節 高齢者福祉の充実	大分市高齢者福祉計画及び第7期大分市介護保険事業計画（おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進め、認知症などになっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備の実現をめざすものです。
	第1章 第4節 障がい者（児）福祉の充実	第三期大分市障がい者計画改訂版	障がい者施策の基本的方向と具体的方策を明らかにする計画です。この計画は、「大分市総合計画」の個別計画であるとともに、障がい者基本法の規定による「市町村障がい者計画」でもあります。
		第5期大分市障害福祉計画・ 第1期大分市障害児福祉計画	国の定める基本指針に即し、障がい者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る数値目標の設定と障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、各年度のサービス量の見込みや地域生活支援事業の実施に関する事項について策定するとともに、障がい者総合支援法・児童福祉法の規定による「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」です。
		大分市バリアフリーマスタープラン	改正バリアフリー法において作成が示されている旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについて考えを共有するものです。市民の皆さま、関係機関と連携しながら、県都にふさわしいゆとりと豊かさを実感できるバリアフリーのまちづくりについて定めています。
	第1章 第5節 社会保障制度の充実	第4期大分市国民健康保険事業財政健全化計画	本市の国民健康保険事業における財政の健全化を図ることを目的として策定された計画です。国保財政の累積赤字解消を図るため、具体的な数値目標を掲げる中で医療費の適正化対策、収納率の向上対策などの取組を計画的に推進します。
		第2期大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）	健康・医療情報等を活用しPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。具体的な数値目標を掲げる中で、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病対策をはじめ、健康増進・重症化予防に関する取組を計画的に推進します。
	第2章 第1節 健康づくりの推進	第2期いきいき健康大分市民21	平成14年に策定した「いきいき健康大分市民21」の継続計画です。この計画は全ての市民が心豊かで満足できる人生を全うすることができるように、市民一人ひとりの力と社会全体の力を合わせて、健康で生きがいあふれる健康都市大分の実現をめざすことを基本理念に、令和4年度を目標年次とし、これまでの取り組みからの課題を踏まえ、5つの基本的な方向性ごとに今後の取り組みや目標設定についてまとめています。
		第3期大分市食育推進計画	食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、食育活動を総合的に推進するために策定したものです。
		大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画	平成27年に「大分市民のこころといのちを守る条例」を制定し、この条例に基づいて「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進することとしました。本計画では、自殺対策に係る現状と課題を明らかにするとともに、この計画を指針とし、市民、各関係機関・団体等と連携をしながら様々な自殺対策の施策を推進し、市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市の実現をめざします。
	第2章 第2節 地域医療体制の充実	大分市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護しながら、市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、国、県、事業者等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進するために策定しています。
第3章 第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進	大分市人権教育・啓発基本計画	人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組などを明らかにするものです。市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、あらゆる人権問題の課題解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ることとしています。	
第3章 第2節 男女共同参画社会の実現	大分市男女共同参画基本計画（第3次おおいた男女共同参画推進プラン）	男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ具体的に展開するための基本となる計画です。市民と行政が協働して、本計画に掲げた各種施策に取り組むことで男女共同参画社会の実現を推進するものです。	
第5章 健全な消費生活の実現	大分市消費生活推進プラン	消費者の権利の尊重と自立支援を基本理念とした「大分市消費者条例」の制定を受け、今後の取り組むべき消費生活に関する施策の概要を定め、総合的かつ計画的な消費生活の推進を図ることを目的としています。「大分市総合計画」に即し、今後の消費者施策の方向性や取組を明らかにするものです。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
2部 教育・文化の振興	第1章 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信 第3章 スポーツの振興	大分市教育ビジョン2017	「大分市総合計画」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けるものです。本市教育の一層の振興を図るために必要な施策を総合的・体系的に示した計画です。
	第1章 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	大分市幼児教育・保育振興計画	(再掲)
	第1章 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第3章 スポーツの振興	第2期大分市公共施設等総合管理計画	公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう、本市の公共施設等の基本的な方向性を示す計画です。
	第1章 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興 第3章 スポーツの振興	大分市教育施設整備保全計画	「大分市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、教育施設を対象に、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保することを目的とした計画です。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市子どもの読書活動推進計画	子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づいて策定された、子どもの読書活動の推進を図る計画です。家庭、地域、保育施設・幼稚園、学校、市民図書館における子どもの読書活動の推進に向けたこれからの取組を示した計画です。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市生涯学習推進計画	生涯学習を支える社会教育施策を総合的、計画的に推進するための指針となる計画です。本市の社会教育の推進と生涯学習の振興を目指すものであり、「大分市教育ビジョン」の分野別計画として位置づけられます。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市人権教育・啓発基本計画	(再掲)
	第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	大分市文化・芸術振興計画	本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。市民と行政が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、様々な生活シーンに、文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりを目指すこととしています。
	第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）	『史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）』において短期整備として位置づけた大友氏館跡庭園整備の完了を踏まえ、事業計画を見直し、『史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）令和元年度改訂版』としてまとめました。新たな第1期計画（中期整備）では、館の中心建物等の復元や出土品の重要文化財指定への取組などを行い、大友宗麟公生誕500年にあたる令和12（2030）年までに、大友氏館跡の歴史公園整備の完成を目指すこととしています。
	第3章 スポーツの振興	大分市スポーツ推進計画	「する」「みる」「ささえる」の3つの視点をスポーツの関わり方の基本としてとらえた施策を幅広く展開し、競技スポーツの振興と生涯スポーツの推進に努めるとともに、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進することを目的とした計画です。
第4章 国際化の推進	大分市国際化推進計画	市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。広く市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や国際交流、国際協力を通じて国際化を担う人づくりに努めることとしています。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
3部 防災安全の確保	第1章 第1節 防災・危機管理体制の確立	大分市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、大分市域における災害対策を定める計画です。防災関係各機関の協力のもと総合的な計画を定め、災害対策諸活動の一元化と円滑化を図り、もって防災の万全を期することを目的としています。
		大分市国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき、市の責務を明確にし、関係機関との連絡体制の統一を図り、国民保護措置を的確かつ迅速に行うことを目的とした計画です。
		第2期大分市耐震改修促進計画	平成7年の阪神・淡路大震災以来、全国各地で大規模な地震が頻発しており、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」に適合していない建物の被害が懸念されることから、安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的としています。
	第1章 第2節 治山・治水対策の充実	大分市国土利用計画	大分市の市域における土地利用の基本的な方針を定めた計画であり、土地利用の長期的構想として、土地利用行政の指針となるものです。土地利用のニーズと課題を踏まえ、持続可能で均衡ある発展に資する土地利用を目指します。
		大分市公共下水道事業基本計画	個々の地域に関する自然的条件や社会的条件を考慮し、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道の骨格を定めた計画です。具体的には、施設計画（管きよの口径、ポンプ場・処理場の大きさ等）を決定する際に必要となる、計画諸元（計画人口、計画区域、計画汚水量、計画汚濁負荷量、降雨強度式及び流出係数など）等を定めています。
	第2章 第1節 消防・救急体制の充実	大分市消防団ビジョン	大分市消防団が時代の変化へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた施策を進める指針とすることを目的に策定した計画です。
	第2章 第2節 交通安全対策の推進	第10次大分市交通安全計画	「大分市交通安全対策会議条例」において、大分市における道路交通並びに鉄道交通、踏切道における交通の安全を確保するための計画として位置づけられ、市が行う事業の推進を図り、交通安全の確保に努めるための計画として策定したものです。
		大分市自転車活用推進計画	自転車活用推進法に基づき、「バイシクルフレンドリータウン～自転車が似合うまち～の創造」を基本方針として、「都市環境」「健康」「観光」「思いやり（安心・安全）」の各分野における施策に取り組み、自転車を活かした特色あるまちづくりの推進を図ることを目的に策定した計画です。
		大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画	「大分市自転車活用推進計画」に基づき、自転車で安心・安全・快適に走行できる環境づくりと意識づくりをハード、ソフト両面から進めることを目的に策定した計画です。

部	施策名	関連計画	計画の概要
4部 産業の振興	第1章 第1節 工業の振興 第2章 第1節 商業・サービス業の振興 第2章 第2節 流通拠点の充実 第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	第2次大分市商工業振興計画	市政運営の最上位計画である「大分市総合計画」及び「大分市中小企業振興基本条例」に基づき、本市の商工業振興を総合的かつ計画的に推進するための具体的な指針を定めたものです。
	第1章 第1節 工業の振興 第2章 第1節 商業・サービス業の振興	大分市創業支援等事業計画	産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業者（公益財団法人大分県産業創造機構、金融機関などの創業支援機関）等と連携して実施する、創業相談窓口の設置や創業セミナー等の創業支援等事業について記載した計画です。
	第1章 第2節 農業の振興 第1章 第3節 林業の振興 第1章 第4節 水産業の振興	大分市農林水産業振興基本計画	市政運営の基本となる「大分市総合計画」、国が策定している「食料・農業・農村基本計画」、大分県が策定している「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」等の内容を踏まえ、本市の農林水産業を総合的かつ計画的に推進するための指針です。
	第1章 第2節 農業の振興	大分農業振興地域整備計画	県が農業振興地域の整備に関する法律に基づき定めた農業振興地域の区域内にある市町村が、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を定めたもの。
	第1章 第2節 農業の振興 第1章 第3節 林業の振興	大分市国土利用計画	(再掲)
	第1章 第3節 林業の振興	大分市森林整備計画	森林法第10条の5第1項の規定に基づき、森林の整備に関する基本的事項や森林施業の共同化の促進に関する事項等について定めた計画です。
	第1章 第4節 水産業の振興	大分市国土強靱化地域計画	本市において、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまでの経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するためのものです。
	第2章 第1節 商業・サービス業の振興	第3期大分市中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定め、実施する計画です。中心市街地の商業の活性化、回遊性の向上、交流機会の拡大を目標とし、中心市街地の魅力が伸展するまちづくりを総合的かつ一体的に推進します。
	第4章 魅力ある観光の振興	大分市観光戦略プラン	本市が有する観光資源の魅力再発見に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し新たな魅力の創出に努めます。こうした取組の中で醸成された本市の魅力を戦略的に発信し、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

部	施策名	関連計画	計画の概要
5部 都市基盤の形成	第1章 第1節 計画的な市街地の形成	大分市都市計画マスタープラン	大分市の将来像を描き出し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めた計画です。都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標年次、目標人口を明らかにして、土地利用や都市施設の整備、市街地整備、自然環境の保全、都市環境・景観形成、都市防災など都市づくりに関する基本的な方針を定めています。
		大分市立地適正化計画	住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のための施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図る計画です。将来における市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らし続けることができる居住環境づくりを進めます。
		大分市国土利用計画	(再掲)
		大分市景観計画	景観に関する基本的な方針を定める計画です。本市の良好な景観の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。
		第2期大分市公共施設等総合管理計画	(再掲)
		大分市バリアフリーマスタープラン	(再掲)
		大分市地籍調査実施基本計画	災害時における円滑な復旧・復興のため、計画的に地籍調査の実施方針を定めた計画です。国土調査法に基づく地籍調査事業の再開に伴い、地震による津波災害が想定される地域から優先的に実施することで、効率的な事業の推進をすることを目的としています。
		大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画	大分市が管理する道路インフラ（橋梁・横断歩道橋・トンネル・大型ボックスカルバート・道路附属物）の長寿命化に向けて、対策優先順位や対策方法を明確にする計画です。
		第3期大分市中心市街地活性化基本計画	(再掲)
		大分市西部海岸地区魅力創造拠点施設形成基本構想	高崎山やうみたまごなど多くの既存観光施設のある西部海岸地区において、この地区に呼び込んだ観光客の方々に市内中心部や本市の観光スポットへ周遊していただくための情報発信などを行う拠点施設の形成が必要であり、西部海岸地区の魅力さをさらに高め、観光客の増加などの新たな活力を呼び込むための施設整備に向けた基本構想です。
	大分市歴史的風致維持向上計画	重要文化財作原八幡宮や史跡大友氏遺跡などの歴史的風致の維持・向上を図り、より多くの市民に歴史的・文化的資産の再認識を推進するとともに、理想とする未来に思いを馳せ、個性のある、活力に満ちたまちづくりを進めるための計画です。	
	大分市街路樹景観整備計画	街路樹の整備方針を定める計画です。緑の保全や都市景観、そしてまちづくりの上からも街路樹の果たす役割はとて重要で、切り込みすぎている樹形の回復を図り、街路樹の植えられていない道路に計画的に植樹するなど、街路樹のきれいなまちづくりを進めるための方針を定めています。	
	大分市中心市街地公有地活用基本構想	大分市の中心市街地に位置する荷揚町小学校跡地、JR大分駅東側の大規模公有地（22街区・54街区）の活用により、中心市街地のさらなる魅力創造を図ることが必要であることから、これら中心市街地に位置する公有地の整備方針を示し、各公有地に導入することが望ましい機能を整理するとともに、民間のノウハウや資金を活用することによる効率的・効果的な事業手法の検討等を取りまとめたものです。	
第1章 第2節 交通体系の確立	大分都市圏総合都市交通計画	現在の交通状況や課題を踏まえ、解決に向けた長期的な将来像と、その実現に向けた基本的な方針を定めた計画です。計画全体の将来像や実現に向けた基本方針、施策展開、目標年次、指標などを明らかにして、幹線道路網の整備や公共交通サービスの向上など、これからの都市交通に関する基本的な方針を定めています。	
	大分市地域公共交通網形成計画	平成26年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法に基づき、持続可能な地域公共交通網を形成することを目的に、「大分市にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにするマスタープランとして策定した計画です。	
	大分市バリアフリーマスタープラン	(再掲)	
	大分市自転車活用推進計画	(再掲)	
	大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画	(再掲)	
大分市自転車等駐車場整備計画	「大分市自転車活用推進計画」に基づき、安心・便利に停められる空間づくりをめざし、駅周辺等の放置自転車対策や駐輪場需要のある中心市街地等の自転車等駐車場整備を進めることを目的に策定した計画です。		
第1章 第3節 地域情報化の推進	大分市情報化推進計画	大分市総合計画における情報化の具体的取組を示すとともに、大分市における市町村官民データ活用推進計画として策定した計画です。これまで推進してきた「第4次大分市地域情報化計画」における取組と国・県の取組を踏まえ、市民ニーズの多様化や情報通信技術（ICT）の高度化など、様々な外部環境の変化に対応するために取り組むべき情報化施策を掲げています。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
5部 都市基盤の形成	第2章 第1節 水道の整備	大分市水道事業基本計画	将来にわたって安全・安心、信頼の水道を維持し持続可能な事業運営を確立するために、水道事業のあるべき姿と進むべき方向性を示した計画です。基本理念である「未来へ！安心を引き継ぐしなやかな大分の水道」の実現をめざし、「安心」「強靱」「持続」の3つの視点から具体的な取組を示しています。
		大分市上下水道事業経営戦略	上下水道事業の経営の健全化と経営基盤の強化による事業経営の持続を基本方針とし、将来にわたって安心・安全で持続可能な事業の確立を目指すものです。具体的な取組項目として、水道事業において9項目、下水道事業において14項目を定めています。
		大分市主要浄水場等再構築基本計画	古国府浄水場、えのくま浄水場、横尾浄水場の主要3浄水場および関連施設の最適な更新や施設保全についての基本方針を定めた計画です。経済的で効果的な更新を行うことで、将来にわたり質の高い水道サービスを継続して提供することを目的としています。
	第2章 第2節 下水道の整備	大分市公共下水道事業基本計画	(再掲)
		大分市上下水道事業経営戦略	(再掲)
	第2章 第3節 安全で快適な住宅の整備	大分市住宅マスタープラン	今後10年間の住宅施策を「居住者」「地域」「住宅ストック」「産業」の4つの視点から基本目標を定め、9つの基本施策のもと関連する施策を展開するよう策定したものです。
		大分市公営住宅等長寿命化計画	公営住宅の需要に的確に対応できるよう、老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行うための計画です。公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、安全で快適な住まいを長期的にわたって確保することを目的としています。
		第2期大分市耐震改修促進計画	(再掲)
	第2章 第4節 公園・緑地の保全と活用	大分市空家等対策計画	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とし計画を策定しています。空家等の発生予防や空家の利活用、管理不全な空家等の解消など、4つの基本目標に伴う「予防」「活用」「管理」の各種施策を実施することにより、基本理念である「市民の暮らしを支える豊かで良好な居住環境づくり」の実現をめざします。
		大分市緑の基本計画	緑に関する総合的な計画です。緑の持つ、環境保全、防災、景観形成などの役割を十分認識する中で、市民の参加のもと策定された計画です。緑地の保全、緑化の推進、市民参加を3つの柱としてそれぞれの方針、施策を定めています。
大分市公園施設長寿命化計画		本市における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的としています。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
6部 環境の保全	第1章 豊かな自然の保全と緑の創造 第2章 第1節 廃棄物の適正処理 第2章 第3節 公害の未然防止と環境保全 第2章 第4節 地球環境問題への取組	大分市環境基本計画	環境の保全と創造に向けた施策の総合的・計画的な推進、役割分担に基づいた市民、事業者、行政の取組を推進するための基本指針を定めたものです。
	第1章 豊かな自然の保全と緑の創造	大分市緑の基本計画	(再掲)
		大分市景観計画	(再掲)
		大分市街路樹景観整備計画	(再掲)
		大分市国土利用計画	(再掲)
	第2章 第1節 廃棄物の適正処理	大分市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物の処理に関する計画です。ごみの発生回避、発生抑制、再利用、再資源化の4Rを推進するため、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な事業展開の指針となるごみ処理行政の方針と手順を定めています。
		大分市産業廃棄物適正処理指導計画	産業廃棄物の適正処理を推進するための計画です。県の廃棄物処理計画との整合性を図りながら、「大分市総合計画」や「大分市環境基本計画」を推進するために、より具体的な施策を示した計画として位置付けています。
		第2期大分市公共施設等総合管理計画	(再掲)
		大分市災害廃棄物処理計画	今後発生が予測される災害に備え、その被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものです。
		一般廃棄物処理施設整備基本計画	新たな一般廃棄物処理施設（新環境センター）を整備するための計画です。「大分市一般廃棄物処理基本計画」における「安定した中間処理体制の確保」を達成するため、新環境センター整備にあたっての施設規模やごみの処理方式等の基本的な方針を整理したものです。
	第2章 第2節 清潔で安全な住環境の創出	大分市食品衛生監視指導計画	食品衛生の向上や食品の安全性を確保するために実施する食品衛生監視指導に関する計画。重点的かつ効果的な監視指導の実施を通じて、食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全性を確保することにより、市民等の健康の保護を図ることを目的としたものです。
	第2章 第4節 地球環境問題への取組	大分市地球温暖化対策実行計画	地域の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、市民・事業者・行政の取組を示すとともに、その取組を後押しするために本市が進める施策を明らかにした計画です。
		大分市水素利活用計画	本市の目指すべき水素社会の将来像、目標を共有し、その実現に向けて計画的かつ総合的に取り組むべき施策を定めたものです。

4.目標設定一覧表

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
1	1	1	福祉協力員を配置している校(地)区社会福祉協議会の数	6校区	20校区
1	1	2	保育施設利用待機児童数	25人 (2019年4月現在)	0人
1	1	2	大分市子育て支援サイト「naana」アクセス数	467,022件 (2018年度末現在)	500,000件
1	1	2	放課後児童クラブを利用できなかった児童	5人 (2019年4月現在)	0人
1	1	2	3歳児健診でのむし歯保有率	15.8% (2018年度末現在)	10.0%以下
1	1	3	認知症サポーター養成講座受講者数(累積)	41,025人	65,000人
1	1	3	地域ふれあいサロン利用登録者数	11,953人	14,300人
1	1	3	短期集中予防サービス(パワーアップ教室)利用者数	690人	830人
1	1	4	就労支援サービス利用者数	2,122人	2,600人
1	1	4	就労支援サービス利用から一般就労への移行者数	71人	100人
1	1	4	共同生活援助(グループホーム)の利用者数	540人	600人
1	1	4	手話通訳者を配置(巡回を含む)している市有施設数	4箇所 (2018年度末現在)	9箇所
1	1	4	大分市障がい者相談支援センター相談者数	20,080人	21,800人
1	1	5	国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	38.0%	60.0%
1	1	5	国民健康保険加入者の後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用率	74.2% (2018年12月診療分)	80.0%
1	1	5	生活保護受給者就労支援事業により3カ月以上の就労自立期間のあった人の数	110人	500人 (2020~2024年度の累積)
1	2	1	食生活改善推進員養成講座修了者数(累積)	547人	675人
1	2	1	大分市健康推進員配置自治区数	652自治区	全自治区
1	2	1	健康づくり運動指導者認定者数(累積)	926人	1,137人
1	2	1	MR(麻しん・風しん混合)ワクチンの1期(生後12~24月)・2期(小学校就学前1年間)の各接種率	1期 99.9% 2期 94.8%	1期、2期の接種率95.0%以上の達成・維持
1	2	2	「かかりつけ医」のいる60歳以上の市民の割合	58.1%	70.0%
1	3	1	人権啓発センター(ヒューレおおいた)利用者数	48,652人	56,000人
1	3	1	人権啓発研修等への講師派遣回数(参加者数)	195回 (7,096人)	200回 (8,000人)
1	3	2	固定的な性別役割分担に反対する人の割合	76.5%	88.9%
1	3	2	男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	71.1%	100.0%
1	4		おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数	18校区 (2018年度末現在)	35校区
1	4		市民と行政が協働でまちづくりを行っていると思う市民の割合	34.9% (2018年度調査)	50.0%
1	5		消費者啓発講座の受講者数	3,620人	4,000人

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
2	1	1	国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0% (2018年度調査)	小学校 100% 中学校 100%
2	1	1	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 85.5% 中学校 88.8% (2018年度調査)	小学校 88.0% 中学校 91.0%
2	1	1	12歳のむし歯本数（一人当たり）	1.1本	0.7本
2	1	2	不登校児童生徒の出現率	小学校 0.9% 中学校 5.2%	小学校 0.7% 中学校 3.6%
2	1	2	小中学校のトイレ洋式化率	48.9% (2018年度末現在)	60.0%
2	1	2	学校運営協議会の設置校数（累積）	24校 (2018年度末現在)	全校
2	1	3	大分市民図書館等の利用者数	994,056人	1,000,000人
2	1	3	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	729回	800回
2	1	3	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,437人	11,000人
2	2		文化ホールの利用者数	379,673人	417,000人
2	2		大分市美術館の利用者数	380,729人 (2016～2018年度平均値)	500,000人 (2020～2024年度平均値)
2	2		アートプラザの利用者数	170,505人 (2016～2018年度平均値)	180,000人 (2020～2024年度平均値)
2	2		歴史資料館の利用者数	43,346人	47,500人
2	3		週1回以上のスポーツ実施率	35.8%	50.0%
2	3		全国大会（小中学生においては九州大会）以上に出場した団体数	194団体	200団体
2	3		スポーツ指導者研修会の参加者数	910人	1,200人
2	4		外国人と直接触れ合える事業に参加した子どもの数	41,959人	43,000人
2	4		国際化、多文化共生イベントへの参加者数	37,158人 (2016～2018年度平均値)	38,000人 (2020～2024年度平均値)
3	1	1	防災訓練を実施した自主防災組織数	443組織 (2018年度末現在)	全自主防災組織 (601組織数) (2020～2024年度の累積)
3	1	1	自主防災組織における風水害避難行動計画の策定率	63.0% (2018年度末現在)	100%
3	1	1	特定建築物の耐震化率	91.3% (2018年度末現在)	95.0%
3	1	2	雨水排水ポンプ場の整備	設置 6箇所 着手 1箇所 (2018年度末現在)	設置 7箇所 着手 2箇所
3	1	2	河川施設の整備 (整備延長4,734m)	66.4% (2018年度末現在)	96.8%
3	2	1	住宅火災の出火率	1.275 (2016～2019年の平均)	現状値以下
3	2	1	消防団員数	2,175人 (2019年度当初)	2,175人以上
3	2	1	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (応急手当実施率)	53.2% (2009～2013年累積) 60.1% (2014～2018年累積)	64.0% (2020～2024年累積)
3	2	2	年間交通事故死傷者数	2,240人	2,000人以下
3	2	2	年間交通事故死者数	10.5人 (2015～2019年9月末までの平均)	10人以下 (計画期間中)
3	2	3	刑法犯認知件数	1,548件 (2018年実績)	2018年実績の1割以上減 (計画期間中)

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
4	1	1	誘致企業件数	57件 (2016～2018年度の累積)	60件 (2020～2024年度の累積)
4	1	1	市内創業支援機関等の支援による創業件数	175件 (2018年度末現在)	200件
4	1	1	市が開催・支援する人材育成に係る講座及び研修の延べ受講者数(年間)	1,847人 (2018年度末現在)	2,000人
4	1	1	海外展開支援件数	93件 (2016～2018年度の累積)	200件 (2020～2024年度の累積)
4	1	2	認定新規就農者数(累積)	13人	50人
4	1	2	直売所・直売コーナーの販売額	23.8億円	30.5億円
4	1	2	主要品目の産出額	47億9,200万円 (2018年度末現在)	53億7,700万円
4	1	2	共同活動に取り組む集落数	51 (2018年度末現在)	68
4	1	3	年間再造林面積	18ha	28ha
4	1	3	年間素材生産量	20,000m ³	27,500m ³
4	1	3	主要林道舗装延長(累積)	2,733m	3,900m
4	1	4	増殖場の造成面積	37,564m ²	87,000m ²
4	1	4	新規就業者数(累積)	11人	34人
4	1	4	ブランド魚種の漁獲量 (関あじ、関さば、イサキ)	229.3 t (2018年実績)	240.0 t (2024年見込)
4	2	1	小売商業の年間商品販売額	5,551億円 (H28経済センサス)	5,700億円
4	2	1	卸売商業の年間商品販売額	9,127億円 (H28経済センサス)	9,900億円
4	2	1	中心部商店街の空き店舗率	9.8% (2019年3月時点実績)	4.6%
4	2	2	大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数 (外貨及び内貨)	37,249TEU (2016～2018年実績平均)	38,000TEU
4	2	2	公設地方卸売市場における取扱金額(青果部)	149億円	149億円
4	2	2	公設地方卸売市場における取扱金額(水産物部)	79億円	85億円
4	3		(公社)大分市シルバー人材センターの事業実績金額	6億7,992万円	8億3,500万円
4	3		(一財)おおいた勤労者サービスセンターの会員数	20,847人 (2019年3月末現在)	22,500人 (2025年3月末見込)
4	3		UJターン就職者数(おおいた産業人材センターの登録者のうち、大分市へ就職した人数)	289人 (2016～2018年度の累計)	475人 (2020～2024年度の累計)
4	4		観光入込客数	3,659,141人	4,880,000人
4	4		観光宿泊客数	998,330人	1,050,000人
4	4		外国人観光宿泊客数	64,468人	82,000人

部	章	節	指標名	現状値 (2018年度実績)	目標値 (2024年度見込)
5	1	1	幹線道路整備延長（累積）	266.1km (2018年度末現在)	268.8km
5	1	1	無電柱化延長（累積）	41.2km (2018年度末現在)	44.0km
5	1	1	都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合 (大分都心拠点)	87% (2018年度末現在)	増加
5	1	2	人口1人当たりの年間公共交通（鉄道・バス）利用回数	45.3回	48.0回
5	1	2	市が設置する中心市街地における駐輪場の収容台数	4,063台	4,750台
5	1	3	オープンデータ公開件数	650件	1,500件
5	1	3	大分市無料公衆無線LANアクセスポイント数（累積）	79アクセスポイント	100アクセスポイント
5	1	3	ICT講習会受講者数（累計）	57,650人	76,000人
5	2	1	基幹管路の耐震適合率	66.6%	72.5%
5	2	1	建設改良積立金	4億円	35億円
5	2	2	下水処理人口普及率	63.4%	72.0%
5	2	2	企業債残高	817.8億円	745.2億円
5	2	3	住宅の耐震化率	84.2%	97.9%
5	2	3	大分市住み替え情報バンクの登録数（累積）	169件	380件
5	2	4	市民一人当たりの都市公園面積	14.72㎡ (2018年度末現在)	15.03㎡
5	2	4	多目的トイレの設置数（累積）	141箇所 (2018年度末現在)	165箇所
5	2	4	公園愛護会（清掃・トイレ）の結成数	420団体 (2018年度末現在)	420団体以上
6	1		「郷土の緑保全地区」区域指定面積	78.2ha	90.0ha
6	2	1	ごみ排出量	160,153t	153,465t
6	2	1	おおいた優良産廃処理業者認定数	14事業者	30事業者
6	2	1	きれいにしようえおおいた推進事業活動団体登録数	269団体	280団体
6	2	2	狂犬病予防注射率	64.7%	75.0%
6	2	2	食中毒発生件数	6件	0件
6	2	3	大気汚染物質に係る環境基準達成項目数 (全11項目)	10項目	11項目
6	2	3	公共用水域の環境基準（BOD、COD）達成率	94.7%	100%
6	2	4	大分市全域の温室効果ガス排出量 《基準年度（2013年度：26,915千t-CO ₂ ）との比較値》	24,284千t-CO ₂ (9.8%減) (2015年度実績)	24,528千t-CO ₂ (8.9%減)

5.大分市総合計画第2次基本計画策定方針

1. 第2次基本計画の策定の趣旨

「大分市総合計画」は、2012（平成24）年に、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画に位置付けられています。

現行の大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」は、急速な少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来に向けた対策が急がれるなか、国が重要政策として掲げる「まち・ひと・しごと創生」の取組に即して総合的に施策を進めていくため、市民各界各層の代表74名の委員からなる「大分市総合計画検討委員会」からのご提言のほか、市民意識調査、パブリックコメント、市議会のご意見を踏まえ、2016（平成28）年6月に策定したものです。

この総合計画「おおいた創造ビジョン2024」は、2024（令和6）年度を目標年度として本市のめざすまちの姿（都市像）やそれを実現するための基本的な政策等を示した「基本構想」と、2019（令和元）年度を目標年度として基本的な政策に沿って具体的な政策・施策を体系づけた「基本計画」によって構成されており、本市では基本構想に掲げられている都市像「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現に向けて、基本計画に定めた各施策の推進に取り組んできました。

この間、「大分市教育ビジョン2017」をはじめ、「大分市幼児教育・保育振興計画」、「第4期大分市地域福祉計画」、「第3次おおいた男女共同参画推進プラン」、「大分市観光戦略プラン」の策定や「大分市都市計画マスタープラン」の一部改訂など、総合計画の施策を推進するために各分野の施策の充実を図ってきました。

一方、市内13地域においては、地域の代表者で構成される「地域ビジョン会議」により「大分市まちづくり自治基本条例」の理念に沿った市民主体によるまちづくりの議論が進んでおり、2018（平成30）年7月には各地域の住民が描く将来像として「大分市地域まちづくりビジョン」の提言がなされ、その実現に向けた行政の役割が期待されているところです。

また、活力ある地域社会を維持するための広域的な地域の核として、近隣自治体を含めた地域全体の経済発展、住民生活を支えていく施策を推進していくことを期待されている「中枢中核都市」としての役割や、本市をはじめとする7市1町で形成された「大分都市広域圏」における中心市として期待される役割も大きくなってきています。

こうしたなか、基本構想で定めた6つの基本的な政策をさらに推進していく上から、2020（令和2）年度以降における基本構想の実現に向けた方向性を改めて明らかにし、社会情勢の変化を的確に捉えた施策を展開していくために、2024（令和6）年度を目標年度とする第2次基本計画の策定に取り組むものです。

2. 計画策定に向けての基本的な考え方

- (1) 現基本計画の達成状況や、計画策定後の社会経済情勢の動向を客観的なデータに基づき分析し、特に変化の著しい課題や今後時代の要請がさらに高まるであろう重要課題を中心に、新たな視点から検討を加えます。
- (2) 「大分市地域まちづくりビジョン」や「大分市民意識調査」等の意見を反映し、多様化する市民ニーズを的確に把握した市民本位の計画とします。
- (3) 人口減少社会へ対応するため2016（平成28）年3月に策定した「大分市人口ビジョン」で目指すとした人口の将来展望の実現に向け、引き続き、「まち・ひと・しごと創生」の取組に対応した計画とします。

- (4) 行政評価での検証を十分に踏まえ、政策・施策の見直し、改善等が図られた計画とします。また、各施策の展開によって達成・実現を目指す数値目標については、市民にも分かりやすく、客観的な評価ができるものとしてします。
- (5) 国や県の動向に留意するとともに、さまざまな行政課題等に対応するため、2016（平成28）年3月より形成した「大分都市広域圏」における圏域内の市町との連携を図ることができる計画とします。
- (6) 本市の各個別計画との役割分担を明確にし、各行政分野における事業の進行にも配慮した計画とします。
- (7) 楽観視できない行財政環境のなか、財政収支の中期見通しを踏まえた計画とします。

3. 計画策定のための組織体制

- (1) 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会

この検討委員会は、第2次基本計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、協議検討しその意見を市長に提言します。

- ①部会

検討委員会に総合計画に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、部会を設置します。

- ②部会代表者会議

検討委員会の部会間での調整を必要とする場合に開催します。

- (2) 庁内体制

職員で構成する「企画委員会」「幹事会」「企画プロジェクトチーム」を通じて、第2次基本計画策定に関する調査研究、資料収集、素案の作成などを行います。また、「総合調整会議」により、議会と執行部の連絡調整を行います。

- (3) 市民参加

「総合計画第2次基本計画検討委員会」で、各界各層の団体等に所属する市民に加えて、公募による市民を募るほか、若い人からの意見を反映できるよう大学生等へ参画を呼び掛けるとともに、パブリックコメントなどにより、多くの市民に計画づくりに参加してもらうものとします。

4. 計画の対象区域及び範囲

この計画は、原則として大分市区域とし、広域的配慮を必要とするときは、関係自治体を含めます。

範囲は、市が事業主体になる事業にとどまらず、必要に応じて国、県、民間等が事業主体となる事業も含めます。

5. 計画の期間

第2次基本計画の期間は、2020（令和2）年度から、基本構想期間終了年度の2024（令和6）年度までとします。

6.策定経過

総合計画見直しに係るこれまでの取組

年・月	取組内容
令和元年5月	大分市総合計画第2次基本計画企画委員会設置 大分市総合計画第2次基本計画企画プロジェクトチーム設置
令和元年7月	大分市議会(令和元年第2回定例会) 大分市総合計画第2次基本計画の策定スケジュール等説明(総務常任委員会) 大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議 第1回会議 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会設置 第1回全体会議開催(以降11月まで各部会会議開催)
令和元年8月	大分市議会(令和元年第1回臨時会) 大分市総合計画第2次基本計画(素案)の概要説明(全員協議会)
令和元年11月	大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議 第2回会議 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 部会代表者会議 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会から中間提言を受ける 大分市議会(令和元年第4回定例会) 大分市総合計画第2次基本計画(素案修正案)の概要説明(全員協議会及び総務常任委員会)
令和元年12月	大分市総合計画第2次基本計画企画委員会にて大分市総合計画第2次基本計画(原案)の決定 パブリックコメントの実施(令和元年12月20日～令和2年1月20日)
令和2年2月	大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第2回全体会議開催 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会から最終提言を受ける 大分市総合計画第2次基本計画企画委員会にて大分市総合計画第2次基本計画(最終案)の決定 大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議 第3回会議
令和2年3月	大分市議会(令和2年第1回定例会) 議案として提案 議決、決定

7.大分市総合計画第2次基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、大分市総合計画第2次基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第2次基本計画及び第2期戦略の策定に関する事項について協議検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員75人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2次基本計画及び第2期戦略の策定に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、委員会に

部会を置く。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及びその結果を委員会の会議において報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第8条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第9条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報奨金等については、これを支払わないものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

8.検討委員名簿

※敬称略

役職	氏名	所属等
委員長	北野正剛	国立大学法人 大分大学 学長
副委員長	千野博之	弁護士

総務部会

役職	氏名	所属等
部会長	島岡成治	学校法人 文理学園 日本文理大学 副学長
副部会長	有松一郎	大分経済同友会 常任幹事
	足立省三	一般公募市民
	荒金一義	大分市自治委員連絡協議会 会長
	池邊泰治	有限会社大分合同新聞社 執行役員財務企画・総合企画室長
	川野恭輔	株式会社大銀経済経営研究所 調査企画部長
	倉掛賢裕	大分市議会総務常任委員会 委員長
	森高美代子	大分県中部振興局 局長

市民福祉部会

役職	氏名	所属等
部会長	影山隆之	公立大学法人 大分県立看護科学大学 教授
副部会長	今村博彰	社会福祉法人 大分市社会福祉協議会 常務理事
	江口公二	一般公募市民
	衛藤良憲	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
	小野ひさえ	大分市消費者団体連絡協議会 会長
	小野仁志	大分市議会子ども育成・行政改革推進特別委員会 委員長
	釘宮誠司	一般社団法人 大分市連合医師会 会長
	児玉三枝子	大分市健康推進員協議会 会長
	田島寛信	大分市議会厚生常任委員会 委員長
	淵芳包	大分市民生委員児童委員協議会 副会長
	牧達夫	大分市老人クラブ連合会 会長

教育・文化部会

役職	氏名	所属等
部会長	伊藤安浩	国立大学法人 大分大学 教育学部 教授
副部会長	疇谷憲洋	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 国際総合学科 教授
	赤峯慎太郎	大分市PTA連合会 会長
	安東房吉	大分市議会文教常任委員会 委員長
	石橋紀公子	大分市スポーツ少年団 副本部長
	井本望	JICA デスク大分 国際協力推進員
	小野昭三郎	大分市青少年健全育成（連絡）協議会 会長
	高橋旺賀	一般公募市民
	高橋泰夫	臨床心理士（スクールカウンセラー）
	林美紀	社会教育委員

防災安全部会

役職	氏名	所属等
部会長	工藤宗治	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 准教授
副部会長	足立雅彦	公益財団法人 大分県交通安全協会 専務理事
	足立みゆき	大分市消防団女性分団 分団長
	川田裕三	大分中央警察署 地域交通官
	木下裕太郎	一般公募市民
	古賀健治	九州電力株式会社大分支社 副支社長
	小林祐司	国立大学法人 大分大学 減災・復興デザイン教育研究センター センター長
	橋本敬広	大分市議会地域活性化対策特別委員会 委員長
	花宮廣務	大分県防災アドバイザー
	原修平	大分市消防団 中部師団長兼第1方面隊長
	山崎知真	陸上自衛隊第41普通科連隊第4中隊長
	幸紀人	大分市ボランティア連絡協議会 会長

産業部会

役職	氏名	所属等
部会長	橋本 堅次郎	学校法人 文理学園 日本文理大学 副学長
副部会長	森竹 嗣夫	大分商工会議所 専務理事
	朝未野 清	大分市農業委員会 会長
	安部 英助	おおいた森林組合 代表理事専務
	幾留 勲	大分市工業連合会 会長
	坂井 伊智郎	大分県漁業協同組合 佐賀関支店長
	馬場 啓爾	日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大分貿易情報センター 所長
	小橋 雅治	大分市商店街連合会 会長
	佐藤 和彦	大分市議会経済環境常任委員会 委員長
	早瀬 康信	一般社団法人 大分市観光協会 専務理事
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会 議長
	宮井 楓	一般公募市民

都市基盤部会

役職	氏名	所属等
部会長	亀野 辰三	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 名誉教授
副部会長	福山 公博	株式会社日本政策投資銀行大分事務所 大分事務所長
	安藤 美佐子	一般公募市民
	貞 莉 路也	九州旅客鉄道株式会社 執行役員大分支社長
	利光 正臣	大分県建設業協会大分支部 支部長
	樋口 尚弘	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 事務所長
	福嶋 崇	一般社団法人 大分青年会議所 副理事長
	藤田 敬治	大分市議会建設常任委員会 委員長
	脇 紀昭	一般社団法人 大分県バス協会 専務理事

環境部会

役職	氏名	所属等
部会長	大上 和敏	国立大学法人 大分大学 教育学部 教授
副部会長	桑野 恭子	認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク
	阿部 みどり	公益社団法人 大分市薬剤師会 会長
	大石 祥一	大分市議会総合交通対策特別委員会 委員長
	大津 悦子	一般公募市民
	後藤 秀樹	生活協同組合コープおおいた 執行役員 特命開発 理事長スタッフ
	末松 裕嗣	一般社団法人 大分県産業資源循環協会 事務局長
	松尾 敏生	NPO法人 大分環境カウンセラー協会

※所属等は役員就任当時のもの

9.大分市総合計画第2次基本計画策定等に関する提言

(最終提言) 令和2年2月3日 大分市総合計画第2次基本計画検討委員会

1 はじめに

本委員会は、令和元年7月31日に市民72名が委嘱を受け、大分市総合計画第2次基本計画についての検討を開始した。

検討に当たっては、総合計画全体を7つの分野に分け、7つの部会において議論を行い、それぞれの部会の意見をまとめ、令和元年11月25日に中間提言として報告したところである。

中間提言の趣旨は、市が市民意見公募のため公表した「大分市総合計画第2次基本計画（原案）」においても考慮されているが、本委員会では、それを基にさらに検討を行った。

「大分市総合計画第2次基本計画（原案）」にも反映されているとおり、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」が策定された平成28年6月から現在までの間に、大分市でもいよいよ人口減少の局面を迎えることとなり、進行する少子高齢化の中においても、地域の特性を生かし、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが一層求められるようになってきた。また、ICTなどの技術革新、グローバル化の進展、地球温暖化の進行による気候変動など、様々な分野で社会情勢の変化は加速度を増しているところである。

このような中、大分市においては、各個別計画の策定や一部改訂など総合計画の施策を推進するために各分野の施策の充実を図るとともに、市民主体のまちづくりに向けた地域まちづくりビジョンの策定や、大分都市広域圏における連携の推進などにも取り組んできた。

総合計画第2次基本計画は、大分市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて現状をしっかりと分析し、新たな課題やニーズを的確にとらえた上で、これらに対応する政策・施策展開が図られるような計画を策定する必要があると考える。

このような考え方の下、本委員会は、第2次基本計画に対する検討を重ねてきた。既にこれまでの検討過程においても、市の事務担当者と議論を重ね、共に計画案の修正に取り組んだところであるが、ここに改めて本委員会の考えを最終提言として示すものである。

なお、人口減少社会への対応として、引き続き国が重要政策として掲げる地方創生の取組を進めることが求められていることから、本委員会では、大分市が地域の特徴を生かした自律的で持続可能な社会の創造を実現するための「第2期大分市総合戦略」についても併せて検討を行い必要な提言を行うものである。

2 大分市の目指す方向について

(1) 現状と課題

現在の大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」は、「はぐくむ」「つくる」「つながる」「ひろがる」の4つのまちづくりのキーワードに、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」をめざすまちの姿（都市像）として策定された。

現在の大分市を取り巻く社会情勢と課題を見たとき、第2次基本計画を策定するに当たり、大分市のめざすまちの姿（都市像）に向かっていくためには、次の3つの事項について特に注意を払う必要があると考える。

まず、第1に、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来によりさまざまな課題が懸念されるなかで、課題解決のためには、市民や周辺自治体、民間事業者等を含めた、広域的な連携による取組を進めることで、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うことが求められている。

第2に、大分市は、市内13地域がさまざまな特性を持っており、大分市全域として魅力ある自立したまちづくりを実現するためには、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく必要がある。

第3に、市民の生活様式の変化に伴う、様々な分野での市民ニーズの多様化に対して、的確に対応する必要がある。

(2) 今後の市政運営の基本姿勢について

めざすまちの姿（都市像）を実現するためには、引き続き、政策・施策の推進に対しては、市が横断的に一体となって取り組んでいくことができる柔軟な体制整備が必要である。

また、市民が自らまちづくりに関わることができる環境を整えることが重要であることから、行政が積極的に地域に赴き、市民と行政が共感する場を作っていくことが必要である。

さらに、市民意識調査など市民のニーズを把握するなかで、大分市の成長を支える「未来」への投資ができるよう事業の優先順位を検討する必要があることから、限られた財源の中で、最も効率的に予算を執行するとともに、新たな財源の確保に努めながら、住民ニーズに的確に応える必要がある。

3 各政策分野における課題と対策について

【1】市民福祉の向上

(1) この分野における課題について

わが国における急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、社会構造が大きく変化するなか、大分市においても市民福祉の分野における課題は山積している状況にある。

まず、少子化の進行や、共働き家庭の増加などによる保育需要の高まりなど、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しているなか、今後、大分市の未来を担う子どもたちが健やかでいきいきと育てていくためには、社会全体で子ども・子育て支援体制の構築を図り、社会環境の整備を進める必要がある。

次に、大分市の高齢化率は26%を超えており、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予想されることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要である。

一方で、個々の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、地域における相互扶助機能が低下していることから、地域を担う人材の育成等に取り組み地域コミュニティのさらなる活性化を図ることが重要である。

さらには、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識が高まり、地域における福祉サービスに対するニーズが複雑かつ多様化していることから、このような市民意識に対応した地域福祉施策が求められている。

市民福祉の目指す姿は、一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現である。そのためには、前述の課題に対し、以下のような施策展開を図っていくことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、市民福祉の各分野での施策において、市が市民や団体との連携を強化し、一体となった取組を推進することが不可欠であり、以下に示す視点から施策展開を考える必要がある。

① 社会全体による子ども・子育て支援の充実

女性の社会進出や就労形態の多様化により共働き家庭が増加し、保育需要は一層高まっていることから、希望する人が安心して子どもを産み育てられるよう保育所等の定員確保に取り組む必要がある。

また、核家族化や人間関係の希薄化により、乳幼児等を抱える保護者が孤立しがちになるなど、社会のさまざまな面において子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化していることから、幅広い世代からの参画を促し、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることが重要である。

② 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進及び地域医療体制の充実について

健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進については、すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、市民一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、運動や食生活をはじめとする生活習慣の改善を図る「一次予防」を推進する必要がある。

また、市民一人ひとりの主体的な取組を地域社会全体で支援する必要があることから、関係団体が相互に連携を図りながら、協働して健康づくりの推進に取り組む必要があり、特に若い世代からの生活習慣病予防のためには働く世代への取組が重要である。

地域医療体制の充実については、ICTを活用した情報連携や、医療・保健・福祉など多職種間の連携強化を行うとともに、いつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、在宅医療体制・救急医療体制・災害時医療救護体制などの充実に加え、医療や介護が必要になっても自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう医療と介護の連携を図ることが重要である。

③ 地域を担う人材の育成等による地域コミュニティの活性化

大分市においては、市民との協働により、地域コミュニティの活性化に向けさまざまな取組を進めるなかで、地域活動が活発化するなど、地域力も着実に向上してきたと考えられるが、人間関係の希薄化などにより、活力が低下している地域もまだ多く存在している実情が見受けられる。

地域の活力が低下している要因として挙げられるのが、地域活動の担い手不足であり、これを克服するためには、地域を担う人材の育成・確保を図り、さらにはその人材の連携を支援することが必要である。

こうした地域を担う人材の育成等に当たっては、学生をはじめとした若い世代による地域活動への参画が不可欠となるが、そのためには、市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めるとともに、地域コミュニティ活動の場を整備するなど、地域の活力と魅力を最大限に引き出すことが求められる。

地域コミュニティについては、このような課題を踏まえた上で、これまでの取組を深化させ、さらなる活性化を推進していくことが重要である。

④ 生活上のさまざまな課題に応じた施策による市民福祉のさらなる向上

人権尊重社会の形成に向けては、あらゆる場での人権教育・啓発の充実や男女共同参画の推進を図り、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会を実現する必要がある。

障がい者（児）の福祉の充実に向けては、地域で生活を営む住居となるグループホーム等の整備や就労支援の推進が求められており、障がい者が安心して地域で生活を行うためには人材の確保や相談支援体制を充実させる必要がある。

さらに、健全な消費生活の実現に向けては、スマートフォンの普及や成年年齢が引き下げられるこ

となどにより、若年層の消費者トラブルの増加が見込まれることから、これまで以上に若年層に対する消費者教育を充実するなど、消費者の自立を支援する必要がある。

今後は、市民福祉のさらなる向上をめざし、市が市民や団体・関係機関との連携を強化し、一体となった取組を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて、健やかでいきいきと暮らせる社会の実現に向けた取組を推進することが重要である。

【2】教育・文化の振興

(1) この分野における課題について

わが国は、医療体制の充実・医学の進歩・生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されている。また、グローバル化や急速な技術革新などの知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、社会の変化を予測することが難しくなっている。

このようななか、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の重要性はますます高まっている。

こうした社会状況の変化に伴い、今日の学校教育を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が増すなか、家庭や地域と連携・協働し、より豊かな教育環境を創造することが重要となっている。

文化・芸術やスポーツは、豊かな人間性や創造性をかん養し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な役割を担っている。加えて、共生社会の実現や地域経済の活性化など、文化・芸術やスポーツに対する新たな期待も高まっている。

こうしたことから、心豊かな市民生活を実現するとともに、地域の一体感を醸成し、ふるさとの誇りがもてるよう、本市の教育・文化が、より一層充実することを期待する。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、学校教育・社会教育それぞれを充実させ、かつ学校・家庭・地域が連携し、一体となった対策を進めることが必要である。また、次世代の文化・芸術の担い手の育成、幼少期からスポーツに親しむ環境づくり、国際的な舞台で活躍できる人材育成など、未来を見据えたひとつづくりを各分野で展開する必要がある。

① 豊かな人間性をはぐくむ学校教育の充実

教育を取り巻く環境が大きく変化するなかにあって、教育がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は、包括的に推進されなければならない。

こうしたことから、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するなか、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた生きる力をはぐくませることが重要である。

また、社会の変化への対応として、学校や地域の実情に応じて、学校教育に関わるさまざまな取組を、教科等横断的な視点で組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことが望まれる。

さらに、障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実と共生社会の実現に向け

た合理的配慮の充実に努める必要がある。

加えて、子どもたちに質の高い学びを提供する観点から、中・長期的な視点に立ち、老朽化対策のみならず教育環境の質的向上に向けた学校施設環境の整備充実が求められている。

② 家庭や地域との連携による教育の推進

学校が抱えるさまざまな諸課題への対応のためには、学校と保護者や地域の人々が共に智恵を出し合い、それぞれの違いや特徴を生かしつつ、学校運営に意見を反映させたり、地域の人的・物的資源を活用したりすることで、協働しながら社会総がかりで子どもたちの豊かな成長を支えていくことが重要である。

とりわけ、大きな社会問題となっているいじめの問題については、学校を含めた社会全体の課題であることから、子どもを取り巻く学校と家庭・地域・関係機関が連携を図り、未然防止・早期発見に努め、いじめが起こった場合においても、いじめの解消・再発防止に努めることが重要である。

また、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある不登校児童生徒への支援は、児童生徒の社会的自立を目指すことが重要であり、一人ひとりの状況に応じて多様な教育機会を確保することが求められている。

このほか、子どもの将来が家庭の経済環境によって左右されることのないよう、経済的理由により修学が困難な状況にある子どもに対する支援を積極的に行う必要がある。

さらに、教職員の多忙化が課題となっていることから、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、行政、さらには家庭・地域等を含めたすべての関係者が働き方改革における目的や課題等を共有しながら、それぞれの立場で取組を進めていく必要がある。

③ 生涯学習支援体制や家庭教育支援の充実

近年、人々が生涯にわたって学び、活動することへの期待が高まるなか、市民の多種多様な学習活動のニーズに応えるとともに、地域課題の解決や地域の活性化につながる学習内容や機会を提供するなど、生涯学習支援体制の充実が求められている。

また、自然体験や社会体験など、さまざまな体験活動の機会を充実させることで、子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育成するための環境づくりが望まれる。

さらに、少子高齢化や核家族化、地域社会のつながりの希薄化など家庭や家族を取り巻く社会状況が変化するなか、家庭教育の担い手である保護者が積極的に学び、地域社会へ参加できるよう、学習機会を充実させるとともに、保護者同士の交流や地域で保護者を支援するネットワークづくりを推進することが重要である。

④ 文化・芸術、スポーツ、国際交流による地域活性化

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、文化・芸術による地域活性化を図る観点から、これまで培われた伝統文化を継承・発展させ、大分市独自の新たな文化・芸術の発信を創造するとともに、文化・芸術にとどまらず、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的かつ計画的な施策の展開が必要である。さらに、子どもから高齢者まで、障がいの有無・使用する言語・経済的な状況や居住する地域にかかわらず等しく文化・芸術に触れることのできる環境の整備が求められる。

また、スポーツ振興による地域の活性化や生涯を通じた健康づくりを図るため、誰もが身近な地域

でスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、市民がスポーツに親しめる場が多様化するなか、市民が「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形で積極的にスポーツに参加できる環境づくりが望まれる。特に、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うためにも、競技力向上はもとより、ハラスメント防止やスポーツ障害などさまざまなリスクへの対応を学ぶことが出来る機会を提供するなど、スポーツ指導者の人材育成を図ることが必要である。

さらに、国際化の推進については、地域の発展や課題の解決に向け、国際交流や国際協力を推進し、国際的な舞台で活躍できる人材育成に努めるとともに、あらゆる国籍の人々が暮らしやすい、人権尊重を基調とした多文化共生によるまちづくりを積極的に行っていくことを期待する。

【3】防災安全の確保

(1) この分野における課題について

近年、地球温暖化の影響とみられる気象の極端化で、強い勢力を維持したまま襲来する台風や記録的な集中豪雨のリスクが高まっている。2018年は西日本豪雨や近畿圏を直撃した台風21号、2019年は千葉県を中心に大規模停電をもたらした台風15号や東海から北日本までの広範囲に長時間にわたって強い雨を降らせた台風19号など、毎年のように発生する災害から人命を守るための備えや対策など、改めて再検証する必要がある。

また、東日本大震災における「釜石の奇跡」と呼ばれる小中学生の避難行動等にも見られるように、幼少期から始める防災教育の有効性は明らかになっており、小中学生をはじめ、若年層に対する防災教育という視点は不可欠な要素であることから、教育委員会だけではなく、社会全体として取り組んでいかなければならない重要な課題であるにとらえ、より具体的な取組が期待されるところである。

さらに、都市化の進展に伴う市街化の拡大に加え、農村部から都市部への人口流出による過疎化や高齢化に伴い、森林や農地の荒廃が進み、保水能力のさらなる低下に伴う大規模な土砂災害や洪水等の発生が懸念されている。

一方、超高齢社会の進展に伴い、2035年頃までは救急需要が増加すると予測されているほか、高齢運転者が加害者となる重大交通事故の発生や高齢者などを狙った特殊詐欺等の被害など、今後、日々の暮らしの安全・安心を実現するためには、行政・地域・関係機関が一体となった施策展開が求められている。

こうした防災安全分野における課題について、本計画において正確かつ具体的に示すことにより、行政が正しく認識することはもとより、市民自らが考えていくことを促す必要がある。その上で、課題解決に向けた的確な対策を講じなければならない。

(2) 解決のための施策展開について

課題への対策を講じるに当たっては、これまでもさまざまな防災安全に関する取組をしっかりと継承するとともに、地域における先進事例の普及や多様な主体との連携により、「自分の身は自分で守る」ことを基本として、効果的な施策展開を図るという視点が不可欠である。

① 防災安全に関する対策の着実な推進

東日本大震災などの教訓から、国においては国土強靱化基本法に基づき、持続可能な国家機能、経済社会の構築に向けた施策が推進されており、また、中央構造線断層帯をはじめとした主要な活断層や海溝型地震に起因する各種被害想定に関する研究等を踏まえ、災害時の迅速な情報収集・伝達や要

配慮者への対応、避難者が安全かつ確実に避難できる方策の周知など、引き続き全市的に教育・啓発等の対策を講じていく必要がある。

また、地域防災を担う自主防災組織や消防団などの各種団体をはじめ、地域における防災リーダーとなる防災士間の連携強化を推進するとともに、企業が立地する地域の行政・住民・学校等における防災訓練などを通じて、子どもたちが災害発生時に自らの命を守る行動がとれるよう社会全体で実効性のある防災教育に取り組む必要がある。

2018年6月に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により、小学生が亡くなるといった痛ましい事故が起こるなど、人的被害が生じる危険性があるばかりでなく、地震後の避難や救助、消火活動などにも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要であるため、特定建築物等の耐震化や電線類の地中化を進めるなど、さらなる対策を講じる必要がある。

このほか、台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強いまちづくりを進めていくには、森林や農地等の適正な保全による保水能力の確保が重要であることから、上流部の関係市町と連携を図りながら適切な管理が行われるべきである。また、浸水区域における雨水排水施設の計画的な整備を図るとともに、有事の際には適切な避難行動が行えるよう雨水排水ポンプ場の運用について、市民に広く周知していく必要がある。

② 多様な主体との連携による安全・安心な暮らしの確保

だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりにおいては、個人や一組織の活動はもとより、地域の中での多様な主体が連携・協力し合って活動することにより、「地域力」の充実・強化が図られていることは言うまでもないことである。

火災予防の推進に当たっては、住宅用火災警報器の維持管理などを市民自ら適切に実施できるよう、自助能力の向上を図る取組を進めるとともに、共助の核となる消防団をはじめ、関係団体との連携による取組を一層推進していく必要がある。

また、超高齢社会の進展に伴う救急需要が増加している一方で、消防局や医療機関における人材や設備等が限られている現状を踏まえ、救急車の適正利用を広く市民に理解していただくとともに、傷病者やその家族等による予防救急や応急手当の実施を普及する取組を推進し、救命率の向上につなげる必要がある。

交通安全対策については、横断歩道におけるマナーの向上をはじめ、関係機関・団体と連携を図り、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を呼び掛ける必要がある。また、高齢運転者による重大事故を防止するため、運転免許証の自主返納の促進や安全運転サポート車の普及促進に努めることが必要であるが、高齢運転者の事情や広範な市域環境等を考えると、広域的な交通ネットワーク対策や代替交通手段の検討など、総合的な施策展開が望まれている。

犯罪のないまちづくりを進めるに当たり、自主防犯パトロールや子どもの見守りパトロールなど関係機関との連携による取組を進めるとともに、地域コミュニティの希薄化が叫ばれるなか、実際に居住している市民が参加しやすい防犯活動を行うなど、工夫した取組が必要である。

また、これまでの取組により、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、依然窃盗犯が高い割合を占めており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要がある。特殊詐欺被害の防止に向けては、関係機関と連携し啓発を行うとともに、自動通話録音機の普及促進を図るなど、実効性のある施策の展開が望まれる。

最後に、市民一人ひとりが、安全・安心を身近に実感できるようになるためには、日常生活の中でいかに「防災」を考えることができるか、つまり、有事などの非日常の際には「防災」を考えるとまがないため、安全で安心なときにこそ、自らが被災したときのことを考えることができるかが極めて重要である。

普段の日常生活の中で、安全・安心を身近に実感できる市民が増えていくことを強く望むものである。

【4】産業の振興

(1) この分野における課題について

日本銀行大分支店が発表した大分県内の景気動向（2020年1月）では、「大分県内の景気は、基調としては緩やかに回復している。」とされ、「大分県内の景気の先行きは、海外経済の影響を受ける可能性があるものの、前向きな循環がみられつつある家計部門を中心に、緩やかな回復の動きを続けるとみられる。」との見通しが示されている。

このような状況のなか、大分市の産業分野における状況を見ると、工業では、製造品出荷額は九州第一位を維持しているものの、後継者不足や人手不足の問題が深刻化するとともに、製造業事業所数や製造業従業員数は減少傾向が見られ、事業活動の維持が課題となっている。

農林水産業では事業者の高齢化や担い手不足が喫緊の課題となっており、研修制度の充実など担い手の確保に加え、就業後の定着に向けた取組が必要とされている。

商業・サービス業においては、情報通信機器の急速な普及によりインターネット通信販売市場が拡大するなど、環境の変化による市場競争が一段と激化するなか、個店の経営状況は厳しさを増すとともに、後継者不足等による商店街の空き店舗の増加・機能低下が課題とされている。

また、高速交通体系や港湾機能の整備、商品流通経路の多様化が進むなか、産業の活性化を図る基盤として、流通拠点の機能強化が求められている。

観光においては、ななせダムや大友氏遺跡等の新たな地域資源の整備が進められており、こうした本市の特性を活かしながら、さらなる観光資源の磨き上げや、効果的な情報発信、訪日外国人旅行者の受入態勢の整備の強化が求められる。

(2) 解決のための施策展開について

こうした諸課題に対応していくためには、新しい技術の活用などにより生産活動の効率化を図るとともに、関係機関と連携して県外・国外へ事業展開を進めていくことが求められる。また、広域的な連携により大分市の産業を効果的に発信する必要がある。

① 生産業について

工業においては、第4次産業革命を踏まえた新たな技術等を活用し、生産性の向上や地域産業の活力の維持、また、新たな産業の創出に努めるべきであり、これに関連した企業への創業支援は、その後の経営の安定化までを見据えた取組が必要である。

また、海外への事業展開を目指す大分市の企業を積極的に支援するため、友好都市や関係機関との連携を十分に生かす必要がある。一方で、後継者不足などにより休廃業・解散をしている企業がある実態に対し、問題の分析と実効性のある取組が求められる。

次に、農業においては、農業者の高齢化や担い手の不足など農業を取り巻く環境は厳しくなっていることから、農畜産物を育てる喜びなどの魅力を発信し、担い手の確保・育成を図るとともに、生産基盤への支援や農地の集積・集約化の支援などが必要である。

また、農畜産物の地域ブランド化による販路拡大の促進など、農業者の所得向上に取り組むとともに、先進技術の導入による効率的な生産体制を構築する必要がある。

次に、林業においては、森林環境譲与税や森林経営管理制度の活用による適切な森林管理とともに、伐採による素材生産と再生林、林道整備等の指標を連携させた具体的な取組を行う必要がある。

次に、水産業においては、漁業者の担い手不足を解消し、魅力ある産業として発展させるためにも、大分市の誇る関あじ・関さば・イサキなどブランド魚の漁獲量の確保や、販路拡大、安全・安心な水産物の供給などの具体的な取組が必要である。

② 商業・サービス業の振興と流通拠点の充実について

商業・サービス業においては、人材の育成による後継者の確保・既存店舗等の磨き上げのほか、キャッシュレス化や外国語表記など、幅広い支援が必要である。

また、大分市中心部におけるにぎわいの場を創出する取組を強化していくことで交流人口を増加させ、商業集積地としての魅力を高めていく必要がある。

公設地方卸売市場においては、消費者ニーズの多様化や流通形態の変容により、取扱高が減少する一方で、施設の老朽化も顕著になってきており、今後、中長期的な市場の方針を明確化した上で、求められる市場機能の構築と活用促進を図る必要がある。

大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設については、モーダルシフトの進行によりRORO船を中心に今後も重要性が増すことから、既存の道路交通網や近接する流通業務団地などの利点を生かし、関係機関と連携したポートセールスに取り組むことが必要である。

③ 雇用と勤労者福祉について

若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出を図るため、意欲と能力に応じた就労機会を拡大するとともに、外国人材の受入れに向けた環境整備の促進が必要である。

また、すべての労働者が安心して働き続けることのできる社会の実現に向けた施策として、長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現・公正な待遇の確保など「働き方改革」の推進に当たっては、中小企業が市内事業所の大部分を占めることを念頭に、国・県と連携して取り組む必要がある。

④ 観光について

既存の観光資源の磨き上げや新たな資源によりブランド力の向上に努めるとともに、周辺市町村や関連事業者等とも連携した広域的な情報発信など効果的な事業を実施することで持続可能な観光地域づくりを行う必要がある。

また、多くの誘客が見込まれるスポーツイベントは、観光とのつながりを意識した取組を進めていくとともに、経済波及効果が期待されるMICEについては、美術館など特別感・地域特性を生かした空間での会議やレセプションの開催も視野に入れた取組が必要である。

インバウンドの取組については、ラグビーワールドカップ2019日本大会の経験を生かし、民間事業者とも連携を強化することで、さらなる外国人旅行者の受入環境の整備に取り組む必要がある。

このような産業の振興を図る施策を実施する上では、各分野における動向を詳細に分析し、課題を明確にとらえることが求められる。この上で計画の策定は、より現実的かつ具体的な表現で記載することにより、必要とされる施策の実施に説得力を出す必要がある。今後大分市が計画に基づき、積極的に問題解決に取り組むことを期待する。

【5】都市基盤の形成

(1) この分野における課題について

超高齢社会の進行や人口減少社会の到来に加え、地球温暖化等の環境問題、高度経済成長期に集中的に整備された都市基盤施設等の老朽化、さらには、情報通信技術（ICT）の劇的な進歩による技術革新など、本市をとりまく環境が大きく変化するなか、将来にわたり持続可能な魅力あふれる大分市を実現するため、地区の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと、それを支えるだれもが快適に移動できる交通ネットワークの構築による「多極ネットワーク型集約都市」の形成に向け、長期的なビジョンに立ったまちづくりが必要である。

中心市街地等における空き地や駐車場などの低・未利用地の増加による都市のスポンジ化への対策など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、老朽化が進む都市基盤施設等の適切な維持管理を長期的な視点で計画的に行うことで、ライフラインを安定的に確保することや、加速する情報化への対応など、市民が安心して快適に暮らし続けられる持続可能なまちづくりが求められている。

また、中心市街地では、高度で多様な都市機能の集積・強化による魅力向上を図るとともに、各地区においては、それぞれ異なった歴史・文化や地理的特徴を有していることを考慮し、各地区の現況や地域特性に十分配慮するなど、バランスのとれたまちづくりが求められている。

さらに、劇的に変化する社会環境に対応していくためには、行政だけではなく、民間事業者、市民、その他あらゆる主体が協働・連携して取り組む、市民とともに築くまちづくりが重要である。

(2) 解決のための施策展開について

これからの都市基盤形成の方向性を議論するに当たっては、前述のとおり、持続可能で、地域の特性を生かした、市民とともに築くまちづくりというそれぞれの視点から考える必要がある。

① 持続可能なまちづくりの視点から見た都市基盤形成のあり方

これからの都市基盤形成を検討するには、都市基盤施設の有効利用や交通体系の確立による移動手段の確保を図るなど、持続可能で魅力あふれる都市の実現に向けた取組が必要となる。

急速に老朽化しているインフラ等の都市基盤施設は、予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ることが必要である。

土地利用の面では、低・未利用地の有効活用等についての取組を進めることや、都市基盤整備事業等との連携による、地籍調査の更なる推進を図ることなどが必要である。

交通体系では、鉄道各駅と路線バスのネットワークはもとより、港湾施設等へのアクセス性の向上など、人の流れ、物の流れを促進するためのネットワーク構築に向けた取組や、魅力的な都市の創造、環境負荷の低減といった観点から、シェアサイクル事業の展開など、自転車利用の促進を図ることはもとより、自転車走行空間の整備など安全・安心・快適に走行できる環境づくりを進めることが必要である。

また、各種公共交通機関等との乗り継ぎ環境の向上など交通不便地域等における生活路線の確保に向けた取組を進めるとともに、環境への配慮や、利用者の利便性向上に資する新たなモビリティサービスの必要性について検討を行うことが求められる。

日々加速する情報化への対応としては、デジタルネイティブ世代の割合が今後ますます増え、「第4次産業革命」の前夜と呼べるような状況の中で、活力ある地域経済・産業を育成し、豊かな大分市を実現するために、ICTの活用を戦略的に進める必要がある。その一つの手段として、オープンデータの公開について積極的に取り組むことや、ICT人材の育成、情報格差是正などへの取組を行うこと

が重要である。

また、魅力ある観光地である大分県の県都として、観光先進都市を参考に公衆無線LAN環境の整備にも取り組む必要がある。

上水道や下水道については、耐震化や老朽管の更新を計画的に進めるとともに、普及啓発や使用料収入確保の取組みを検討する必要がある。

住宅施策については、今後も空き家等が増加することが予想されるため、移住者の住宅確保の支援として活用するほか、地域コミュニティの維持及び活性化のために有効な取組を様々な視点から検討するとともに、老朽化した危険な空き家等への対策も検討する必要がある。

さらに、子育てのしやすい安心して生活できる住まいづくりを推進し、将来にわたり安全で暮らしやすい居住環境を形成していく必要がある。

公園等については、多目的トイレの設置、出入口の段差解消など、公園施設のバリアフリー化を図る必要があるほか、災害時に避難所としての利用が考えられる公園については、防災機能の整備などを行う必要がある。また、遊具やベンチなどの施設で怪我などの事故が起こらないよう、安全対策や適切な維持管理に努める必要がある。

② 地域の特性を生かしたまちづくりの視点から見た都市基盤形成のあり方

地域性を生かした「多極ネットワーク型集約都市」の形成に向け、高度で多様な都市機能の集積・強化による中心市街地の魅力向上を図るとともに、旧市町の中心部など歴史的に地区の中心的な役割を担ってきた各地区拠点においては、地区の特性を生かしたまちづくりを推進することにより地域活力の維持・増進を図る必要がある。

さらには、各拠点間を相互につなぎ、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進めることが重要であり、その拠点間を結ぶネットワークの設定にあたっては、市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができるよう市民ニーズに応じた拠点間連携軸について検討を行うことが求められる。

また、大友氏遺跡や大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした大市の魅力向上につながる公園整備が必要である。

③ 市民とともに築くまちづくりの視点から見た都市基盤形成のあり方

交通を取り巻く環境は、劇的に変化しており、これらの変化に的確に対応し、将来にわたってまちづくりを支える交通体系を構築していくために、国や自治体、民間事業者、そして利用者、地域住民等、行政だけではなく幅広い関係者が十分な連携・協働により交通施策に取り組むことが求められている。

さらに、豊予海峡ルートや東九州新幹線などの広域ネットワークの整備については、大分市の将来を考える上で非常に重要な事業であるため、今後も大分市をはじめ官民の関係機関が交流や情報共有を行う中で、一丸となって取り組むことが重要である。

また、頻発する大規模災害への危機管理体制のより一層の強化のため、上下水道局業務継続計画（上下水道BCP）などに基づく訓練等を行うとともに、民間事業者等との連携・協力体制を充実させることが重要である。

公園・緑地についても、地域の特性や新たな市民のニーズに対応したものとするため、Park-PFIなどの民間活力の有効な活用方法についても具体的な検討が求められる。

これからの都市基盤の形成を行うに当たっては、これまで述べたように、将来にわたり持続可能で魅力あふれる大分市の実現に向け、各地域の特性を考慮したコンパクトな都市づくりと、それらをつなぐネットワークの構築など、長期的なビジョンに立った、市民とともに築くまちづくりが必要である。

【6】環境の保全

(1) この分野における課題について

大気汚染や地球温暖化をはじめ、食品ロスや海洋ごみの問題など地球規模の課題に対し、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直し、再生可能エネルギー等の普及促進など、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた取組が進められている。

また、地球温暖化対策や循環型社会の形成など、長期的な計画を策定し取り組むべき課題も多くある一方で、国際情勢や自然環境の急激な変化により、即時対応を行う必要がある課題もあり、持続可能な社会の実現に向け、環境の保全是国際的にも重要な課題となっている。

こうしたなか、大分市は、新産業都市として発展し、近年では電子・精密機器製造等の産業が集積する工業都市としての顔を持ちながら、海や山に囲まれた豊かで多様な自然に恵まれていることが大きな特徴であり、その多大なる恩恵を受けてきた。このかけがえのない自然環境をより良い状態で次世代に引き継ぐことが、今を生きる我々に課された重要な責務である。

その責任を果たすためには、これまで以上に市民・事業者・NPO等及び行政が一体となり、温室効果ガスの排出を抑制する取組をはじめ、再資源化や環境汚染物質の排出抑制、4R・3きり運動の推進等による廃棄物の減量、水素などの新たなエネルギーの導入等を促進する必要がある。

身近な問題としては、食品の安全性の確保はもとより、ペットに関しては、動物愛護センターを活用したさらなる飼育モラルの高揚、動物愛護思想の普及啓発の充実や犬・猫の殺処分の低減に努めることが必要である。また、外来生物への対策等に取り組むことにより、生物多様性に配慮した豊かな生態系を確保していくことも重要である。

「環境の保全」は市民の日常生活に密接に関わるとともに、将来にわたる重要課題であることから、本計画の策定においても時代の変化や動向を的確に見据えた総合的かつ計画的な対策を盛り込むことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述のような課題を解決するためには、まずは環境保全の担い手となる市民・事業者・NPO等及び行政の各々が環境の価値を理解することが必要である。その上で、四者が自らの責任と果たすべき役割を十分に認識し、連携することが求められる。

また、一人ひとりの行動が環境に与える影響を常に意識し、家庭や日常生活の中で、次世代を担う子どもたちに循環型社会の形成や環境保全の大切さ、動物との関わり方等について、教え伝えることも大切である。

① 有効な施策展開の手法

課題の解決に向け、より効果的な施策展開を図るためには、「環境保全の人づくり・地域づくり」の推進はもとより、市民・事業者・NPO等及び行政がそれぞれ主体となり、率先して取り組むことが重要であるが、その前提として、四者が一体となって機能的な役割を発揮することが求められる。また、事業者間や自治体間等の横の連携をより深めることで、高い相乗効果が期待される。

② 市民・事業者・NPO等及び行政が果たすべき責任

ア) 市民の責任

市民一人ひとりが、環境問題に対して関心を持つとともに、自身の生活や生命に直結する問題であると認識し、主体的に行動することが重要である。また、次世代への責任を果たすため、環境教育・環境学習を通じて環境を守る意識・責任感を持ち、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した行動を常に心がけることが求められる。

さらに、地域の環境活動に積極的に関わることにより地域コミュニティを活性化させ、日常生活から環境負荷の低減に努めていくことが期待される。

イ) 事業者の責任

事業者は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、その事業活動が環境へ与える影響を認識し、地球温暖化防止への取組に努めるとともに、公害防止対策や従業員へのコンプライアンス体制を徹底するほか、その専門性を活用した市民講座を開催するなど、地域環境を意識した社会貢献活動の推進が重要である。

また、環境経営の実施や環境に配慮した取組を積極的に公表することで社会的責任を果たすなど、さらなる活動の展開が求められる。

ウ) NPO等の責任

NPO等は、事業者・行政とは異なった視点で、市民に寄り添った立場から環境問題の啓発等を行うとともに、独自の活動で培った地域とのつながりや専門的知識を用いた市民・事業者・行政へのサポートが求められる。

また、これらの特徴を生かし、市民・事業者・行政とのネットワーク化を図り、一体となった環境保全の活動を行っていく体制づくりに寄与することも期待される。

エ) 行政の責任

行政は、第一に市民の健康及び環境の保全に責任を負うことから、市民・事業者・NPO等に対する確かな情報開示・啓発・指導・監督・教育が求められる。

政策立案においては、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに的確に対応し、費用対効果の視点に留意するとともに、将来にわたる持続的な「より良い環境と社会」の実現を目指すことが重要である。その取組においては、行政がリーダーシップを発揮するなかで、市民・事業者・NPO等の十分な理解と積極的な参加を促すとともに、四者あるいは関連する行政機関が相互に連携し、効果的な施策展開を図ることが求められる。

また、広報体制の充実とあらゆる機会をとらえた市民・事業者・NPO等への丁寧な周知がより一層重要となる。

以上のような責任分担を踏まえ、総合計画では、市民・事業者・NPO等及び行政がそれぞれ担う役割を機能的に果たすことができるよう、施策展開の基本姿勢や各施策の推進の在り方を明示するなかで、的確な目標設定を行わなければならない。

4 第2期大分市総合戦略について

少子高齢化の進展により、多くの自治体においては、既に人口減少社会を迎えているなか、大分市の人口は、わずかではあるが増え続けていたが、2016年をピークについに減少局面に入った。また、これまで果たしてきた県内人口の流出を防ぐダムの役割も弱くなってきている。今後さらに加速化が予想される人口減少に歯止めをかけるためにも、自然増と社会増の両面から思い切った施策を展開することが求められる。

人口移動の状況を見ると東京圏だけでなく福岡県への転出も多くなっていることから、福岡県をターゲットにした取組を進めることにより、福岡県への転出を抑制するとともに福岡県からの転入を促す必要がある。

また、人口減少対策としては女性の人口が重要なポイントとなることから、女性の雇用を生み出す産業の創出をはじめ、女性が働きやすく暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めることにより、県外へ転出した女性のUターンを促す取組も重要となる。

さらには、保育ニーズに応じた保育所等の定員確保など、子育て支援の充実に継続的に取り組むことにより、安心して子どもを産み育てられると実感できるまちづくりを進めていく必要がある。

5 おわりに

本委員会は、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」の基本構想に則し、基本的な政策として掲げられた「市民福祉の向上」「教育・文化の振興」「防災安全の確保」「産業の振興」「都市基盤の形成」「環境の保全」の6つの政策をさらに推進していくための「大分市総合計画第2次基本計画」及び、地方創生に関する取組を引き続き進めていくための「第2期大分市総合戦略」について、私たち市民にとって望ましい未来を分かりやすく示すという観点で、市民の立場から真摯に検討を行ってきた。

計画の策定に当たっては、大分市を取り巻く課題や変化を踏まえて現状をしっかりと分析し、新たな課題やニーズを的確にとらえた上で、これらに対応する政策・施策展開が図られる計画となることが望まれる。

第2次基本計画に対する市民の意見の反映については、本委員会の提言やパブリックコメント等により寄せられた市民の声を重視した第2次基本計画とすることを求めたい。また、市民の声を反映することは、計画の策定時にとどまらず、策定後においても求められるものであり、市民への進ちょく状況の説明を十分にを行い、施策の実施に当たって市民と連携していくことで、これからの大分市を築く姿勢が貫かれることを期待する。

以上が本委員会の提言である。この提言が大分市総合計画第2次基本計画に生かされることを希望する。

10.大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に関し、市議会代表と執行部代表が必要事項について協議するため、大分市総合計画第2次基本計画策定総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 総合調整会議は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者から市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 市議会議長
- (2) 市議会副議長
- (3) 市議会議会運営委員会委員長
- (4) 副市長
- (5) 教育長

(会長及び副会長)

第3条 総合調整会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、総合調整会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 総合調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、総合調整会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 総合調整会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

11.大分市総合計画第2次基本計画企画委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に関する事項を検討するため、大分市総合計画第2次基本計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第2次基本計画の策定に関すること。
- (2) 第2次基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 第2期戦略の策定に関すること。
- (4) 第2期戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (5) その他第2次基本計画及び第2期戦略の策定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画部担当副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ委員のうちから指名する者がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画部審議監（政策総合調整担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

副市長
教育長
上下水道事業管理者
総務部長
企画部長
財務部長
市民部長
福祉保健部長
子どもすこやか部長
環境部長
商工労働観光部長
農林水産部長
土木建築部長
都市計画部長
教育委員会事務局教育部長
消防局長
上下水道局上下水道部長
議会事務局長
監査事務局長
審議監
教育委員会事務局教育部教育監

別表第2 (第6条関係)

企画部審議監 (政策総合調整担当)
総務課長
人事課長
企画課長
市長室長
財政課長
市民協働推進課長
福祉保健課長
保健総務課長
子ども企画課長
環境対策課長
商工労政課長
農政課長
土木管理課長
都市計画課長
教育委員会事務局教育部教育総務課長
消防局総務課長
上下水道局上下水道部総務課長及び経営企画課長
議会事務局総務課長

12.大分市総合計画第2次基本計画企画プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画第2次基本計画（以下「第2次基本計画」という。）及び第2期大分市総合戦略（以下「第2期戦略」という。）の策定に向けた調査、研究及び検討を行うため、大分市総合計画企画プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次基本計画の策定に係る資料の収集に関すること。
- (2) 第2次基本計画の素案の検討に関すること。
- (3) 第2次基本計画の課題等の調査及び研究に関すること。
- (4) 第2期戦略の素案の検討に関すること。
- (5) 第2期戦略の課題等の調査及び研究に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 チームは、統括者、副統括者及び市長が指名する者をもって組織する。

- 2 統括者は企画課長の職にある者を、副統括者は企画課に所属する職員のうちから統括者が指名する者をもって充てる。
- 3 統括者は、チームを代表し、チームの事務を統括する。
- 4 副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき、又は統括者が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係部局等の協力)

第4条 チームは、所掌事項の遂行に関し必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームを補助するため、企画部企画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、統括者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次基本計画が策定される日又は第2期戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

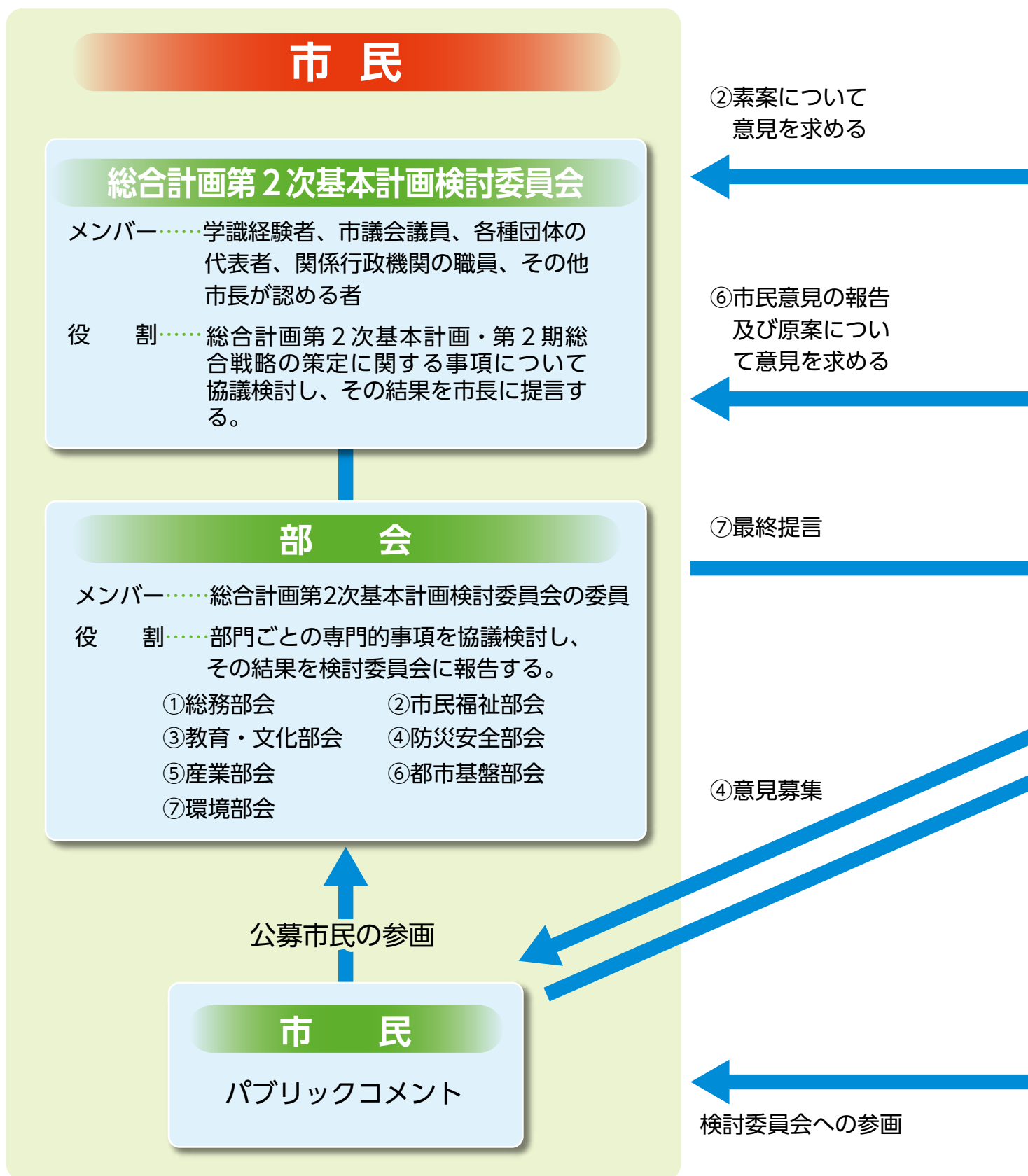
大分市総合計画第2次基本計画
企画プロジェクトチーム名簿

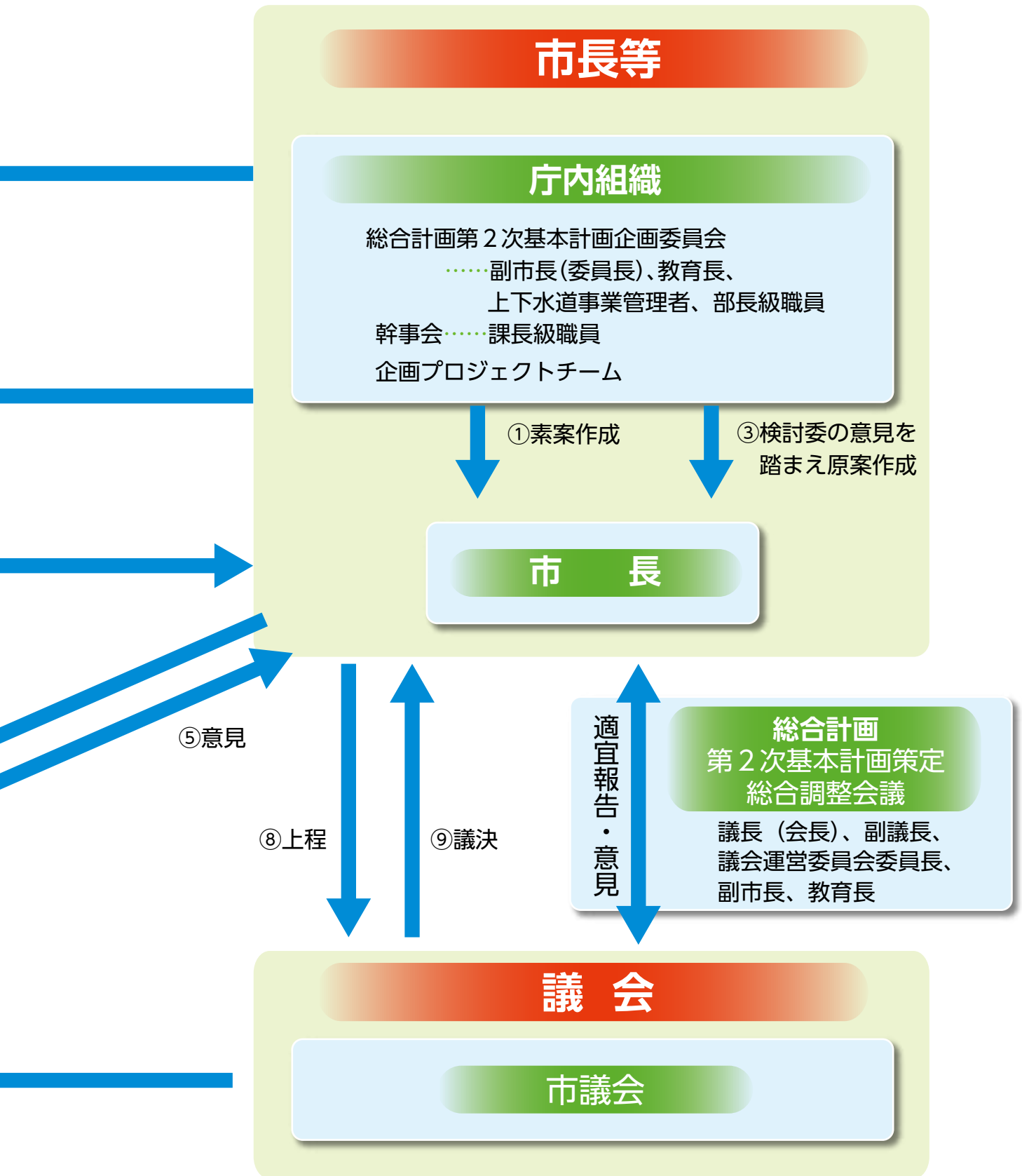
	氏名	所属
統括者	小野 晃 正	企画課
副統括者	永野 謙 吾	企画課
構成員	船石 侑 甫	総務課
	長野 圭 介	防災危機管理課
	菅 周 平	情報政策課
	渡邊 耕 三	文化国際課
	嘉名 竜 馬	スポーツ振興課
	佐藤 真 人	財政課
	川元 翔	税制課
	伊東 章 将	市民協働推進課
	矢田 裕 二	市民協働推進課
	和田 宏	福祉保健課
	田邊 美 紀	人権・同和对策課
	吉田 健 治	長寿福祉課
	奈須 正 博	障害福祉課
	上田 卓 司	保健総務課
	金並 由 香	健康課
	西田 亮	衛生課
	吉田 晶 信	子育て支援課
	繁 義 隆	環境対策課
	松下 明 史	ごみ減量推進課
	三ノ宮 耕 介	商工労政課
	植田 隆 博	観光課
	保明 康 浩	農政課
	小川 一 貴	林業水産課
	矢野 圭	道路建設課
	加藤 雄一郎	建築課
	平林 拓 朗	都市計画課
	加藤 公 男	公園緑地課
	安田 真 一	議事課
	園田 哲 也	教育総務課
	中原 陽 子	学校教育課
	西山 栄太郎	社会教育課
	足立 享	消防総務課
	川上 和 宏	警防課
	帯刀 鉄 平	経営企画課
岡本 有 未	経営企画課	

事務局

氏名	
企画部長	江 藤 郁
企画部審議監	伊 藤 英 樹
企画課	佐 藤 善 信
	広 瀬 正 具
	小 野 晃 正
	永 野 謙 吾
	和 田 勝 美
	明 石 雅 彦
	足 立 威 士
	中 野 悠 樹
	上 杉 幸 喜
	佐 藤 利 彦
	朝 吹 嘉 友
	山 香 仁
	橋 口 詳 平
	土 公 厚 湖
首 藤 賢 司	
行政改革推進室	太 田 英 治
	山 口 大 介
	中 川 淳
	高 橋 和 志
	石 川 ゆかり
	後 藤 応 寿
公共施設マネジメント推進室	生 野 宏 樹
	松 木 哲 郎

13.策定組織図







おおいた 創造ビジョン2024 第2次基本計画

発行日 令和2年6月
発行 大分市
編集 大分市企画部企画課
大分市荷揚町2番31号
電話 097-534-6111



Oita Creation Vision 2024

